

# 東京都台東区工事成績評定実施細目

22台総経第695号  
平成23年3月25日

## (目的)

第1 この細目は、「東京都台東区工事成績評定要綱」(平成23年3月25日付 22台総経第694号。以下「評定要綱」という。)第21条の規定に基づき、工事成績評定の方法等について必要な事項を定め、評定要綱の適正な運用を図ることを目的とする。

## (評定対象)

第2 評定要綱第2条に定める請負工事(以下「工事」という。)は、工事主管課(総務部施設課、都市づくり部土木課、都市づくり部公園課)が施行する工事を対象とする。

2 次に掲げる工事については、評定の対象外とする。

- (1) 解体工事など、工事完了後、成果物が存在しない工事
- (2) 緊急工事で、災害協定に基づき発注する工事
- (3) 工事主管課と検査主管課の協議により、評定の対象外と認められた工事

## (監督員が行う評定方法等)

第3 評定要綱第6条に定める主任監督員及び担当監督員が行う「基本的な技術力と成果の評価」は、評定要綱に定める工事成績評定項目別評定表(以下「評定項目別評定表」という。)によるほか、別表第1に定める評定項目別運用表による。

2 評定項目別評定表に定める指示書の類とは、次による。

- (1) 指示書 別記第1号様式
- (2) 改善指示書 別記第2号様式
- (3) 改善命令書 別記第3号様式
- (4) 改善報告書 別記第4号様式

## (検査員の評定方法等)

第4 検査員は、中間検査、既済部分検査、一部完了検査及び完了検査(手直し再検査を含む。以下同じ。)の終了後、評定要綱第8条第2項の規定に基づき、検査成績評定を行う。

また、完了検査終了後、検査成績評定表(評定要綱別記第7号様式)により最終成績評定点を算出する。

2 検査員は、前項により算出した最終成績評定点を総括監督員へ送付する。

3 土木工事、公園工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事における検査成績評定の基準は、それぞれ別表第2に定める検査成績評定基準表による。

## (総評定点の判定)

第5 工事主管課長は、評定要綱第9条に定める工事成績評定報告書及び評定要綱第12条に定める工事成績通知書の総評定点を次の区分により判定する。

総評定点	判定区分
80点以上	優良
79～60点	普通
59点以下	不良

2 総評定点が80点以上であっても、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定によらず、「普通」と判定するものとする。

- (1) 要綱第6条別記第2号様式の基礎評価に「不備」の評価がある場合
- (2) 要綱第6条別記第2号様式で、減点評価が行われている場合
- (3) 要綱第7条別記第6号様式で、減点評価が行われている場合
- (4) 要綱第8条別記第8号様式に「不良」、「不可」の評価がある場合

( 評定結果の通知 )

第6 特定建設工事共同企業体を受注者とする工事においては、構成員すべてに、評定要綱第12条による工事成績評定通知書を交付するものとする。

( 苦情申立ての期限等の告知 )

第7 工事主管課長は、評定要綱第12条による通知を受けた受注者が、評定要綱第14条の説明に不服がある場合は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。)以内に書面により区長に苦情申立てを行うことができることを知らせなければならない。

( 苦情申立ての方法等 )

第8 評定要綱第15条に定める苦情を申立てようとする受注者(以下「苦情申立者」という。)は、前項に定める期間内に苦情申立書により区長に申立てるものとする。

- 2 苦情申立者は、前項の苦情申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類を苦情申立書に添付するものとする。
- 3 前項の苦情申立書は、検査主管課に提出するものとする。

( 評定の修正 )

第9 評定要綱第18条に規定するその他の理由とは、次による。

- (1) 工事成績評定通知後に工事に重大な法令違反等が判明した場合
  - (2) 工事成績評定通知後に工事目的物に受注者による故意又は重大な過失に伴う隠れた瑕疵が判明した場合
  - (3) 評定の錯誤により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合
- 2 評定要綱第18条による成績評定の修正ができる期間は、当該工事の瑕疵担保期間内とする。

( 優良工事の公表 )

第10 評定要綱第19条の規定による優良工事の公表は、区のホームページへの掲載及び検査主管課窓口への書面の掲示により行うものとする。

- 2 前項の公表期間は、12ヶ月間とする。
- 3 公表期間中、次のいずれかに該当する場合は、公表を取り止めることができるものとする。
  - (1) 当該工事の受注者に社会的信用失つい行為等が認められる場合
  - (2) 評定要綱第18条に規定する評定の修正により、評定結果の判定が変わる場合

(不良工事に対する措置)

第11 評定要綱第21条の規定により、工事成績評定通知書の総評定点が59点以下の工事については、台東区競争入札有資格者指名停止基準に基づき、当該工事の受注者に対し次の区分により指名停止等の措置を行う。

総評定点	指名停止期間
59～55点	1月
54～50点	2月以上3月以下
49点以下	4月以上6月以下

2 前項の規定による措置を受けた者が、評定要綱第12条の評定結果の通知を受けた日から2年以内に総評定点が59点以下の評価を再度受けた場合は、前項に規定する指名停止期間に、最大6月を加算するものとする。

付 則

この細目は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この細目は、平成30年9月1日から施行する。

別表第1(第4関係) 評定項目別運用表

別表第2(第6関係) 検査成績評定基準表

別記第1号様式(第4関係) 指示書

別記第2号様式(第4関係) 改善指示書

別記第3号様式(第4関係) 改善命令書

別記第4号様式(第4関係) 改善報告書